経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年財・務・省令第一号)においるのでは、「日本の日のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、

回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の一〜十 (略) (商工組合中央金庫の子会社の範囲等)	2~4 (略)	号)第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。経済上特に緊要な事業は、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十第二十七条(令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民	合)(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場	改正案
(新設)(新設)(新設)(新設)(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)	2~4 (略) 権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業 に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債 ご 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の優全がご通りた過ご		合)(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場	現

者のために当該債権の担保の目的となっている財産(不動産を除

く。)の売買の代理又は媒介を行う業務

十一~二十三 (略)

た財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行 保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入し 要がある場合に、当該商工組合中央金庫等のために当該債権の担要がある場合に、当該商工組合中央金庫等のために当該債権の担め号において「商工組合中央金庫等」という。)が資金の貸付け 二十四 商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社(以下こ

二十五・二十六 (略)

次に掲げるものとする。

 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、

|〜七 (略)

は、主務大臣等の定める基準を全て満たす場合に限る。)号に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあって号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各八 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六

九~十六 (略)

十七 機械類その他の物品又は物件 (以下この号において「リース

十一~二十三 (略)

二十四 商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社(以下こ二十四 商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社(以下この号において「買取会社」という。)が 一方でででは、 一方ででは、 一方でである。 一方である。 一方でである。 一方でである。 一方である。 一方である。

二十五・二十六 (略)

次に掲げるものとする。
2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、

|〜七 (略)

は、主務大臣等の定める基準をすべて満たす場合に限る。)号に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあって号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各八 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六八

九~十六 (略)

十七 機械類その他の物品又は物件 (以下この号において「リース

該業務が行われる場合に限る。) 物品等」という。)を使用させる業務(次に掲げる要件を全て満 たす契約に基づいて、主務大臣等が定める基準により主として当 イ~ハ (略) 当該業務が行われる場合に限る。) イ~ハ (略)

3 8 十八~五十 (略) (略)

> 満たす契約に基づいて、主務大臣等が定める基準により主として 物品等」という。)を使用させる業務(次に掲げる要件をすべて

十八~五十 (略)

3~8 (略)

- 3 -